

内閣府ウェブ報告システム稼働のお知らせ

埼玉県 県民生活部 共助社会づくり課

NPO 法人の手続がオンライン上でできるようになります

令和5年3月、内閣府 NPO 法人ポータルサイトに「ウェブ報告システム」機能が追加されました。「ウェブ報告システム」では、所轄庁へ提出していた申請書・届出について、オンラインで提出することができます。

埼玉県では、令和5年4月からオンラインでの手続を開始しています。

※ 従来どおり、書面（郵送・持参）での提出も可能です。

※ 書面で提出する場合は、3部→1部提出に変更しています。



埼玉県マスコット「コバトン」

対象となる手続

- 設立・定款変更
- 事業報告書の提出
- 役員変更届の届出 など

- 内閣府 NPO ホームページ
<https://www.npo-homepage.go.jp>

The screenshot shows the NPO portal website with the following elements:

- Navigation tabs: NPO基礎情報, 有識者会議・研究会等, 統計調査等, 法律・制度改正, NPO法Q&A, 寄附について
- Banner: つながる。未来へのサポート。 (with a rainbow and cityscape illustration)
- Statistics: 認定NPO法人 (3月31日現在) 50,368件; うち、所轄庁 認定・特認認定NPO法人 (5月23日現在) 1,272件 (認定 1,237件 / 特認認定 35件)
- News: 新着情報 (RSS icon) with a list of recent updates.
- Right sidebar: NPO法人の皆様へ 貸借対照表の公告について; 所轄庁一覧; NPO法人ポータルサイト検索
- Bottom right: 法人ログイン (circled in red) and 新規ユーザ登録

ここから

事業報告書は毎事業年度後 3 か月以内にご提出ください

事業年度を終了した全法人に事業報告書の提出依頼通知を送付していましたが、令和 5 年 7 月以降は全法人への一律送付は行いません。期限内にご提出をお願いします。

役員の登記を忘れていませんか？

役員の任期が満了した後、間を置かずに同じ人が役員に選任（再任）された場合も、忘れずに役員変更の登記を申請してください。（登記上は「重任」といいます。）

○ 法務局ホームページ「商業・法人登記申請手続き その他の会社・法人」

<https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/houjin4.html>



内閣府ウェブ報告システム 住民票・登記事項証明書の提出方法

提出方法① スキャンしたデータ(住民票又は登記事項証明書の PDF 等)を添付

提出方法② 住民基本台帳ネットワークシステムの「利用を希望する」にチェックし、申請

★ 住民票は①②のどちらか、登記事項証明書は①の方法で提出してください。

お問い合わせ先

○ システム操作に関するお問い合わせ

サポートデスク

TEL：0120-876-531

窓口時間 月曜日から金曜日（祝日除く）

9:30～18:15（12:00～13:00 を除く）

○ 手続に関するお問い合わせ

所管の地域振興センターにお問い合わせください。



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」

埼玉県 共助社会づくり課 NPO 認証担当 048-830-2836

受付可能時間 月曜日から金曜日（祝日除く） 8:30～17:15